

## 「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する 条約準備草案」について

現在、ヘーグ国際私法会議において「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案」の検討が進められている。本条約準備草案は、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関し、国際的に共通のルールを定めようとするものである。

従来、国際裁判管轄・外国判決の承認執行については、グローバルな条約が存在せず、各国の国内法が適用される状況となっている。こうした状況においては、各国の国内法の内容が明確でなく、法的予測可能性が低い部分がある、国によっては過剰な管轄ルールを適用している、承認執行についても各国毎に要件が異なり、判決の国際的通用性が限定される、といった問題がある。本条約準備草案は、一定の重要な事項について明確かつグローバルな管轄ルールを示すものであり、また、過剰な管轄ルールを一定の範囲内で排除するとともに、執行承認要件の統一により判決の国際的通用性を高めようとするものである。こうした本条約準備草案の方向性は、基本的には妥当なものであると評価することができる。

もっとも、本条約準備草案の内容には、国際金融取引の観点からしてなお改善の余地のある点が含まれていると考えられる。当委員会では、こうした観点から、本条約準備草案について意見を取りまとめ、公表することとした。この意見は、本条約準備草案の問題点を網羅的に指摘するものではないが、本条約準備草案の内容が国際金融取引に与える影響の大きさに鑑み、実務的に特に重要と考えられる点を中心として、提言を行うものである。

具体的な意見は、以下のとおりである。

### (第6条の適用範囲)

第6条は、「物の引渡し」と「サービスの提供」に関する事項についての契約に関する裁判管轄を定めている。しかし、例えばローン契約が「物の引渡し」あるいは「サービスの提供」に関する事項についての契約であるかどうかは、明確でない。貸付債権の回収等、金銭を求める訴訟について、義務履行地管轄を認める本条の規定を適用しないことを明確にすべきである。

《参考条文》

第6条 契約

原告は、次の国の裁判所に契約に関する訴えを提起することができる。

- a) 物の引渡しに関する事項については、当該物が全部又は一部引き渡された国
- b) サービスの提供に関する事項については、当該サービスが全部又は一部提供された国
- c) 物の引渡し及びサービスの提供の双方に関連する事項については、主要な義務の履行の全部又は一部がされた国

(第7条第1項における「消費者」の定義)

第7条第1項は、消費者による契約に関するルールを定めているが、「消費者」の定義は「自己の営業又は専門以外の目的で契約を締結した原告」とされるのみで、法人が「消費者」に含まれるかどうかは、明確でない。法人について消費者保護の観点から特別なルールを設ける必要性は乏しいことや、わが国の消費者契約法が「消費者」を個人に限定していることを踏まえ、ルールの内容の明確化の観点から、「消費者」は自然人に限定されることを明示すべきである。

《参考条文》

第7条 消費者による契約

- 1 自己の営業又は専門以外の目的で契約を締結した原告(以下「消費者」という。)は、次の場合には、常居所を有する国の裁判所に訴えを提起することができる。
  - a) 請求の基礎となっている契約の締結が、被告が当該国において従事し、又は、当該国に向けられた被告の営業又は専門活動(特に広告による取引の勧誘を含む。)に関連し、かつ、
  - b) 消費者が当該国において契約締結に必要な手段をとった場合
- 2 自己の営業又は専門の一環として消費者と契約を締結した者からの消費者に対する訴えは、消費者の常居所地国の裁判所にのみ提起することができる。
- 3 第1項の契約の当事者は、次の場合には、第4条の要件を満たす合意により、裁判所の選択を行うことができる。
  - a) その合意が紛争発生後のものである場合
  - b) 消費者に他の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合

(消費者による契約についての合意管轄の排除)

第7条(条文は上記参照)は、消費者契約についての合意管轄を極めて制限しており、消費者が訴える場合には消費者の常居所地国に管轄が認められることを原則としている。本規定の趣旨は、事業者側が特定の合意管轄を設けることで消費者の訴訟コストを増加させ、消費者による訴訟提起を実質的に制限するような事態の発生を防ぐ点にあると考えられ、こうした趣旨自体には一定の合理性があるものと評価できる。しかし、合意管轄を排除することにより事業者に生じるコスト増は、結局は消費者に転嫁されることを勘案すると、合意管轄を排除することが消費者の利益とはならない場合もあり得る。こうしたケースは、取引の相手方となる消費者が全世界に存在し得るインターネット取引の場合に、特に顕現化すると考えられる。

こうした観点から、消費者による契約については、一定の範囲内で合意管轄を認めるべきである。その具体的な要件はさらなる検討を要するが、例えば、インターネット取引について一定の disclaimer が表示されている場合には、第7条第1項 a)の「当該国に向けられた被告の営業又は専門活動(特に広告による取引の勧誘を含む。)」に該当しない扱いとすることが考えられる。

(第9条の適用範囲)

第9条は、「被告の支店、代理店その他の営業所が所在する国」の裁判管轄を認めている。しかし、「被告の支店、代理店その他の営業所」という文言の範囲が明確でない。例えば、独立の法人格を有する子会社について、子会社の資本・役員の構成、具体的業務内容等を個別に勘案して「営業所」に該当するかどうかを判断するのではなく、子会社が「営業所」に該当するかどうかを予め明確に定めるべきである。

また、本条では、括弧書きとして「被告が・・・継続的な商業活動(regular commercial activity)を行っている国」に裁判管轄を認めるとの考え方が示されているが、「継続的な商業活動」の文言の具体的内容を定義することは困難であると考えられる。規定の適用範囲の明確化の観点から、こうした文言は削除するのが適当である。

《参考条文》

第9条 支店 [ 及び継続的商業活動 ]

原告は、被告の支店、代理店その他の営業所が所在する国 [ 又は被告がその他の方法で継続的な商業活動 ( regular commercial activity ) を行っている国 ] の裁判所に訴えを提起することができる。ただし、訴えが当該支店、代理店その他の営業所の活動 [ 又は当該継続的な商業活動 ] に直接関連している場合に限る。

( 第10条における「損害」の意味 )

第10条は、不法行為に基づく訴えの裁判管轄を定めるものであり、金融取引に関連する不法行為については、経済的損害が問題となるわけだが、経済的損害の発生地は特定し難く、こうした場合にも損害の発生地の裁判管轄を肯定することは適当でない。本条にいう「損害」には“damage”ではなく“injury”の語が充てられているため、経済的損害については本条の適用はないとの解釈も可能であろうが、経済的損害について本条が適用されないことを明確にすべきである。

《参考条文》

第10条 不法行為

- 1 原告は、次のいずれかの国の裁判所に不法行為に基づく訴えを提起することができる。
  - a) 損害の原因となった被告の行為( 不作為を含む。以下この条において同じ。 ) がされた国
  - b) 損害が発生した国。ただし、責任を問われている者が、その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合は、この限りでない。

( 第2項以下省略 )

以 上

---

\* 本条約準備草案の全文 ( 英文及び邦訳 ) は、N B L 699 号 26 頁以下参照 ( 本稿に掲げた条文邦訳は、同記事によるものである ) 。また、本条約準備草案に関する議論の概要については、道垣内正人 「 『 民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案 』 を採択した 1999 年 10 月のヘーグ国際私法会議特別委員会の概要 」 国際商事法務 Vol . 28, No. 2 ~ 8 参照。